

「いしかわ子ども総合条例」の改正に係るご意見募集の結果について

募集期間 : 令和5年1月24日(火)～2月9日(木)

寄せられたご意見 : 16件

※ご意見の中に、個人等が特定できるような情報があった場合は、以下には記載しない又は、「〇〇〇」と記載する取り扱いとしています。

番号	意見の概要	左記に対する考え方
1	<p>(ヤングケアラー)</p> <p>ヤングケアラー支援に関する規定の新設を評価します。早期発見に努め、適切に支援し、子どもの権利を守るため、まずは子どもの生活状況や変化に真っ先に気づくことのできる(環境にある)教職員への研修を充実させてください。そして当該世帯への具体の支援に向け、福祉部門と連携することの同意を保護者から取り付けるところまでが教職員の仕事だと思います。教職員の多忙化解消ばかりが声高に喧伝され、学校は勉強を教えるだけの場所になっているような気がしてなりません。</p> <p>家庭学習を推奨するのであれば、その家庭での学習の時間も家族の介護に費やされる子どもの人権をどう考えるのか、子ども自身にケアラーの自覚がない場合が多く、家族の中での自分の役割と理解している子どもがたくさん存在します。子どもたちが自ら声をあげ学校に相談することは無いとの認識のもと、教職員が意識を高く持ち、不適切な環境を置かれている子どもにいち早く気づき、支援につなげるよう研修してください。そしてこうした学校と福祉部門の役割分担、支援フローを県ヤングケアラー支援計画の中で明記してください。</p>	<p>教職員への研修の充実については、改正後の条例では、ヤングケアラーの早期発見や適切な支援に繋ぐための教員に対する研修等を実施する旨を規定しております。</p> <p>そのほか、いただいたご意見については、今後の施策や、計画策定の際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>(ヤングケアラー)</p> <p>①ヤングケアラーだけでなく、若者ケアラーも対象とした条例を求めます。</p> <p>②民間支援団体などのヤングケアラー・若者ケアラーを支援している者が効果的に当事者の支援を推進することができるように情報の提供、助言そのほかの必要な施策を講じることを求めます。</p> <p>③事業者が若者ケアラーの支援の必要性に理解を深めることができるように県が働きかけることを求めます。</p> <p>④若者ケアラーであることで就労に不利益が生じない工夫を石川県が事業者働きかけることを求めます。</p> <p>⑤事業者は、雇用する従業員が若者ケアラーであると認められる場合は、勤務するにあたって配慮や情報の提供などの支援を行うように県が働きかけることを求めます。</p>	<p>若者ケアラーも対象とした条例とすることについては、18歳未満のヤングケアラーは、人間関係をつくる大切な時期に友人と遊べない、勉強をしなければいけない時期に学べないなど、子どもの将来に大きく影響する重大な問題であることから、今回、支援等に関する規定を追加したものです。</p> <p>子ども総合条例では、1</p>

	<p>⑥ヤングケアラー・若者ケアラーが義務教育を十分に受けられなかった場合、県は、夜間中学など学び直しの機会を提供する義務がある。</p> <p>⑦高等教育の学生の中に若者ケアラーであると認められた場合、情報提供その他の支援を高等教育機関が行うように県は働きかけることを求めます。</p>	<p>8歳以上おおむね35歳未満の「若者」への支援も規定しており、こうした点も踏まえながら、ご提案の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>(ヤングケアラー)</p> <p>ヤングケアラー支援は、社会的に解決すべき問題としての認識をもつことを大前提に進めていただきたいと思います。</p> <p>①「子どもの権利条約」(国際法)では、子どもを権利を持つ主体と位置づけ、一人の人間としての権利を認めている。更に、成長の過程では、特別な保護や配慮が必要なことも定めている。ヤングケアラー支援では、子どもの権利を守るという意識で取り組んでいただきたい。</p> <p>②支援では、家族全体にアプローチをする視点が必要。ヤングケアラーと家族の幸せが両立するように。</p> <p>③〇〇〇氏(所属)〇〇〇)は、(障害者は)近親者への依存の集中が自立を遠ざけてしまうことから、「自立は、社会の中に依存先を増やすこと」と述べている。</p> <p>ヤングケアラーの当事者には、「助けてもらう自立」についてと、人生の選択肢を持っていいことを伝えていって欲しい。</p> <p>④地域住民への啓発活動では、さりげなく見守り、気付いて欲しいというメッセージを届ける。(ケアは、気に掛けることから始まる)</p> <p>以上</p>	<p>ヤングケアラー支援において、子どもの権利を守るという意識で取り組むべきとのご意見については、改正後の条例では、ヤングケアラー支援の基本的な考え方として、子どもの権利及び利益を尊重する旨を規定しております。</p> <p>また、家族全体にアプローチをする視点が必要などのご意見については、家族全体を支援する観点から、ヤングケアラー本人への支援のほか、保護者への支援、広報啓発についての規定を設けております。</p> <p>そのほか、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>(ヤングケアラー)</p> <p>1 基本理念について</p> <p>ヤングケアラーの子どもとしての権利や個人としての尊重、自律の推進、地域全体で支えていくことの必要性を明記することが肝要である。</p> <p>2 支援の対象について</p> <p>ヤングケアラーは18歳未満となるが、実際には18歳・19歳、更には20代、30代の若者も支援の必要が少なくないので、対象を40歳未満の若者まで広げるべきである。</p>	<p>(1基本理念について)</p> <p>改正後の条例では、ヤングケアラー支援の基本的な考え方として、子どもの権利及び利益を尊重する旨を規定しております。</p> <p>(2支援の対象について)</p>

	<p>3 総合的な支援の推進について</p> <p>行政を軸としながら、多職種連携・多機関連携について、県が総合的な支援体制を構築することを明記し、NPO 法人などの支援団体への支援事業についても具体的に明文化すべきである。</p>	<p>18歳未満のヤングケアラーは、人間関係をつくる大切な時期に友人と遊べない、勉強をしなければいけない時期に学べないなど、子どもの将来に大きく影響する重大な問題であることから、今回、支援等に関する規定を追加したものです。</p> <p>子ども総合条例では、18歳以上おおむね35歳未満の「若者」への支援も規定しており、こうした点も踏まえながら、ご提案の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>(3総合的な支援の推進について)</p> <p>改正後の条例では、ヤングケアラーの発見や相談など、市町及び関係機関等による多様な支援を包括的に提供する体制の整備を規定しております。</p> <p>また、民間団体との協働についての規定を設けております。支援事業を明文化することについては、支援計画の策定の際に参考とさせていただきます。</p>
5	<p>(ヤングケアラー)</p> <p>ヤングケアラーに関する項の制定にあたり、ぜひ深くご検討頂きたい項目を3つ、意見として提出致します</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ヤングケアラー（および若者ケアラー）定義および周知 2. ヤングケアラー等の支援体制の構築—横断的・包括的・家族システムを理解した支援— 	<p>(1. ヤングケアラー（および若者ケアラー）定義および周知について)</p> <p>18歳未満のヤングケアラーは、人間関係をつくる</p>

3. ヤングケアラー等の相談体制の整備—オンラインおよびSNSの活用—

1. ヤングケアラー・若者ケアラーの定義および周知

ヤングケアラー・若者ケアラー（以下、ヤングケアラー等と述べる）の定義自体がそもそも曖昧であり、またその定義づけを行政区がいったん行ってしまふことで、その枠組みの外にでた要支援者を制度の狭間に追いやることにもなりかねない。そのようなプラスマイナス両方の影響を及ぼす「定義」についての徹底した議論を経ての制定、およびその枠組みの外に出た要支援対象者（たとえば、年齢で定義づけた場合は年齢制限を超えた場合）について、切れ目のない支援継続をどのように引継ぎ、包括的にサポートするのかを明文化頂きたい。

また定義づけは一定のレッテル貼りを促進する作用を持つことも念頭に、そのレッテルが可能な限り発生しないような正しい知識の啓蒙・周知活動の促進も合わせて必要である。

2. ヤングケアラー等の支援体制の構築—横断的・包括的・家族システムを理解した支援—

支援には、相談-決断-実行（実務的支援の供給）-継続といった多段階を経る中で、本人およびケアを必要とする方を含めた家族という集まりを対象とする視点が不可欠である。家族システムの理解とその支援アプローチの充実には、新しい支援の供給もさることながら、既存の支援をいかに活用するかという複合的かつ包括的な支援体制の整備がもっとも要求される。また、その対象者の年代が比較的若い世代であることも念頭に機能させなければならない。よって支援体制には、縦割による分野ごとの担当ではなく、横断的かつ多重的な支援をいかに組み合わせさせて連携供給できるかにかかるといえる。ヤングケアラー等の支援が、そのような多分野多職種連携のチームサポートで運用されるべきことを明確にして頂きたい。

また関連して、厚生労働省によるヤングケアラー支援体制強化事業実施要項に記載され、他県や他の自治体ですでに配置開始されている『ヤングケアラー・コーディネーター』の配置とその役割を明確化し実行に至るような方向性を持たせて頂きたい。せっかく配置されたコーディネーターが、その機能を持たず日々やることなく机に座ったまま、といったことが無いように（これは実際にそのような例があったそうです）、また十分

大切な時期に友人と遊べない、勉強をしなければいけない時期に学べないなど、子どもの将来に大きく影響する重大な問題であることから、今回、支援等に関する規定を追加したものです。

子ども総合条例では、18歳以上おおむね35歳未満の「若者」への支援も規定しており、こうした点も踏まえながら、ご提案の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。

また、改正後の条例では、ヤングケアラーについての正しい理解が進むよう県が広報啓発を実施する旨を、規定しております。

（2. ヤングケアラー等の支援体制の構築—横断的・包括的・家族システムを理解した支援—について）

改正後の条例では、ヤングケアラーの発見や相談など、市町及び関係機関等による多様な支援を包括的に提供する体制の整備を規定しております。また、支援体制が適切に機能するよう関係者への研修等を実施する旨を規定しております。

そのほか、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

な人数が配置されず限られたコーディネーターに多重の案件が押し寄せ、身動きが取れずに、結局はパンクして機能しないことのないように。支援体制が機能するかどうかは、コーディネーターの横断的かつ柔軟な『つなぎ』の力に大きく左右されると思われる。この場合、コーディネーターには、福祉専門職だけに限らず、教育・医療・福祉・労働・司法・心理といった多分野に協働を求め多職種連携を促進する機能をもつ人材の登用・育成が不可欠であり、同時に各専門分野や役所の各部門が他の専門・部門に対しての理解を開こうとする姿勢そのものを行政が促進する必要がある。支援には多分野の協働チームが当たることを強く求めて頂きたい。またおそらくそれに先立つであろう、子ども家庭庁の設立および『(仮)子ども若者総合相談センター』の設置運用についても同様で、新しいものを作ることが目的ではなく、既存のリソースをいかに活用するかと同時にすでに機能している担当分野だけにその負担が追加され、既存の課題対応や今後のヤングケアラー等の支援活動が形骸化・空洞化することのないよう、また当事者に寄り添いつつも実効性のある支援が現実化していくためのプロセスにおける『(仮)子ども若者総合相談センター』設置運営であることを強く望む。

そして、石川県のヤングケアラーに関するホームページにも記載があるように、この社会的な課題が『家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がない・・・支援が必要でも表面化しにくいといった特徴』をもつからこそ、自覚し表面化した際の心理的衝撃は非常に大きいと考えられる。福祉・教育の側面だけではなく、その人自身の人生を支えていくためには心理的支援の介入・援助が不可欠である。本人およびご家族の生活の支援とそれぞれの心のケアを含めた支援を同時進行することをぜひ置き去りにすることなく明言して頂く機会となることを強く望む。

3. ヤングケアラー等の相談体制の整備—オンラインおよびSNSの活用—

支援体制の拡充と機能についても一つ、とくに初期に重要な整備を求められるのが『相談』である。『相談』は支援そのものの開始地点であり、その人が支援につながるかどうか、そしてその人のアイデンティティが十分に尊重されるか、相談者自身が『支援』を利用するかどうか信頼関係構築の一步目であり分かれ目でもある。これまでヤングケアラー支援そのものがま

(3. ヤングケアラー等の相談体制の整備—オンラインおよびSNSの活用—について)

改正後の条例では、ヤングケアラーのおかれた様々な状況に対応できるよう、県が多様な相談体制を整備することを規定しております。SNS相談の充実やその周知など、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

だ十分に機能していない場合には、児童相談所をはじめとする既存窓口の活用が促されたが、そもそも、ヤングケアラーである本人が支援の必要性を認知しておらず、例えその必要性を感じたとしても、児童相談所等に自ら相談できるであろうか。普通の大人でも、困ったときに相談することがいかにハードルの高いものか、また自身が困難に陥っているときに相談することがいかにエネルギーのいることか、想像に難くない。事実、私の知人で教職にあった方は、生徒でヤングケアラーらしき人物を心配し相談先を探そうにも、どこに相談すればいいかわからず途方に暮れていた。既存相談窓口の多くは自身が働いている時間と重複し電話するヒマさえない。また児童相談所および189の電話番号さえもその方はご存じなく私はその情報を伝えると大変驚いた様子であった。現在の公的相談窓口の多くは一部を除き『役所の開いている時間帯のみ』やっており、電話もしくは直接訪問する形を多くとっている。しかし、そもそも今回の対象である当事者は、昼夜なくケアに追われていたり、昼間は学校があつたりするケースが多いであろう（学校に行けないヤングケアラー等も実在する）。また、自分のことを後回しにする傾向が強かったり、そうせざるを得ない環境に身を置いている可能性も高い。みんな自分の生活に必死で相談どころではない、ということもある。そんな現状に対して、『窓口はある、相談しに足を運んで』という相手の動きを待つ“設置しただけ”の相談窓口では意味をなさない“絵にかいた餅”、宝の持ち腐れである。自治体を含めた既存の公的相談窓口が一般市民から遠い存在であるのは、現代社会の『普通の人々』のライフスタイルやコミュニケーションインフラとの連結がうまく行っていないことにも起因する。コミュニケーションのファーストコンタクトが電話や対面ではない現代の若者のライフスタイルを理解し、その人が相談から始まる支援へとつながることを促そうとするならば、既存の相談窓口と併せて、若者たちがもっとも活用するコミュニケーションのスタイルも取り入れ協働すべきである。それにはオンラインの活用が外せない。相談窓口に、ぜひオンライン（とくにSNS相談）を活用した相談窓口の設置等を積極的に取り入れることで、若者がアクセスしやすい相談環境・支援環境を整えることが大きく前進する。なお、自治体におけるSNS相談については、「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」が内閣府サイバ

	<p>一セキュリティセンターより提示されているの(2021年4月、および6月)で、そのガイドラインをクリアしたものを採用して頂きたい。安心安全は、相談窓口の最低限の基準であることを求める。県下における様々な『支援』に関連したデジタル化やオンラインの活用は非常に遅れていることを、全国の動きを見るたびに感じずにはいられない。必要としている人がそこに存在することをしかと認識し、その人がその人のいる環境でも使える手立てを組み込むことで、やっと『支援』は実効性を発揮し始めることを強調する。</p>	
6	<p>(ヤングケアラー)</p> <p>(特定団体の活動についての部分は記載をひかえさせていただきます)</p> <p>【ご意見】</p> <p>○ヤングケアラーの定義</p> <p>埼玉県ケアラー支援条例では、次のように定義されています。</p> <p>一 ケアラー「高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人、その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する18歳未満の者をいう。</p> <p>二 ヤングケアラー ケアラーのうち、十八歳未満のものをいう</p> <p>ケアラーに対する支援は、どの年代にも必要です。「ヤングケアラー」を強調することで18歳以上になると支援の対象から外されることを危惧しています。定義の中に、年代を問わない「ケアラー」そのものの説明を加えることでヤングケアラーが18歳以上になり「ヤング」ではなくなっても継続して支援が必要であることを認識してもらえと考えられます。</p> <p>ケアリーバー支援は、18歳以上も対象となっていることから、ヤングケアラーについても18歳以上も支援対象とすることに違和感はないのではないかと考えます。</p> <p>○県ヤングケアラー支援計画の策定</p> <p>県ヤングケアラー支援計画の策定においては、当事者、支援者の意見を反映させた方がよりよい計画が策定されるため、「知事は、支援計画の策定にあたっては、あらかじめ、当事者、支援者等の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない」と条例に規定する。(北海道ケアラー条例第10条第3項参照) 総合的、計画的に進めるなかには、相談支援が必要と</p>	<p>(ヤングケアラーの定義について)</p> <p>18歳未満のヤングケアラーは、人間関係をつくる大切な時期に友人と遊べない、勉強をしなければいけない時期に学べないなど、子どもの将来に大きく影響する重大な問題であることから、今回、支援等に関する規定を追加したものです。</p> <p>子ども総合条例では、18歳以上おおむね35歳未満の「若者」への支援も規定しており、こうした点も踏まえながら、ご提案の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>(県ヤングケアラー支援計画の策定)</p> <p>支援計画の策定にあたっては、子ども総合条例で規定されている子ども政策審議会や公聴会などにおいて、当事者や支援者等の意見を反映できるよう取り組</p>

なります。市町のヤングケアラー相談窓口には包括支援センターのように、どの地区に居住していても窓口が明確化されることを望みます。県には、関係機関等からの情報や相談に応じられるハブ的役割を果たす存在であり、長期に亘り途切れのない支援計画を可能とするものにしていただきたいと思います。

ヤングケアラー支援は、家族の支援も同時進行で必要となります。家族全体にアプローチをする視点を大切に、家族一人ひとりを支援する形で進められる計画作りを望みます。

○人材育成について

ヤングケアラーの支援には専門的な知識を持つ人材が必要なため、規定に「人材の確保」を追加して頂くことを望みます。

○他の新設規定との関連性について

今回の条例改正に係る「子どもの貧困」や「未就園児対策」（きょうだいがケアしている可能性があります）についてもヤングケアラーとの関連がありますので、家庭を総合的に支援する観点が必要だと思われま

○県による総合的な支援について

子どもへの支援（教員研修等）

子どもたちに毎日接する教員には、是非、教員研修を続けて頂きたいですが、研修を終えた教員が活動を願っても、現場の教員は勿論のこと、それを受け止める教育委員会や学校長の理解が不可欠であると考えます。再度、学校長や教育委員会の方々にも併せて研修の機会を設けて頂くことで、今以上、より多くの見識を深めて頂けるものと考えます。

提案

校長先生が集まる校長会におきましてモデル校として設置を考えて頂きたいと願っています。結果、モデル校ができれば、他校からの関心度や認識も高まり教員間の認知度から早期発見に繋がるものと考えます。また、「保護者への支援」はヤングケアラーや保護者のみならず、家族全体への支援が必要と考えられるため「家庭への支援」等の方が適切に感じられます。

最後に

令和4年に発表された厚生労働省のポスター・リーフレット

むこととしております。そのほか、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

（人材育成について）

ヤングケアラーを支援する上で、関係者の資質向上や、専門的な知識を持つ人材の育成、確保は重要なことと考えており、改正後の条例の「支援体制の整備」の規定には人材の確保も含まれています。

（他の新規規定との関連性について）

いただいたご意見については、今後、施策の参考とさせていただきます。

（県による総合的な支援について）

改正後の条例では、ヤングケアラー支援は家族全体への支援が重要であると考えており、ヤングケアラーの良好な家庭環境の実現のため、支援を行う旨を規定しております。

そのほか、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

	<p>「子どもが子どもでいられる街に。」は、現在も掲示されている場所があります。その紙面上には、「家族を支えているヤングケアラーは<u>かっこいい</u>」のメッセージがあり、これは、子どもを含めた県民に誤解を招きかねないと考えます。ヤングケアラーおよび若者ケアラーの存在を、社会的に解決すべき問題と認識してもらうためにも、県独自のポスターを考案して頂き、県民が正しい理解と納得を得られる形で進めていただきたいと希望します。宜しく願いいたします。</p> <p>以上</p> <p>((団体名) ○○○代表理事○○○)</p>	
7	<p>(ヤングケアラー)</p> <p>私は((団体名) ○○○)のメンバーとして活動しています。そこで感じていることですが、教職員(校長等も含む)や教育委員会といった教育関係者の方の関心が低いように思います。</p> <p>学校生活で気付けることはたくさんあると思います。</p> <p>当会でも学校等でどのような対応を行っているのかなどまだまだ知らないことがたくさんあります。</p> <p>また、保育園等に幼い兄弟を迎えに来ているなど兆候に気付ける機会がある方々に広く周知していただくための研修の機会を設けていただきたいと思います。</p> <p>まずは周知という段階かもしれません。</p> <p>まだまだ定義も理解されていない方が多いと思います。</p> <p>子ども自身が相談に来るということは少ないと思いますので気付ける大人の育成をしていただきたいと思います。</p> <p>役所の方も自分が移動したくて移動になったわけではないのでわからないという考えは持たず、しっかりと理解し対応していただきたいと思います。</p> <p>学べる場、同級生や友人との関わりの時間、人生で得るものが多い時期に必要な以上に家族のケアを行うことがメインとなり、ケアラーではなくなった時にしっかりと自分の人生を歩めるよう援助していける内容を望みます。</p>	<p>ヤングケアラーを発見しやすい立場にある教職員の方々に、ヤングケアラーに関して意識を高め、理解を深めていただくことは重要であると考えております。改正後の条例では、学校の教員に対する研修等の実施について規定しております。</p> <p>そのほか、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>(ヤングケアラー)</p> <p>■ヤングケアラーの定義</p> <p>埼玉県ケアラー支援条例では、次のように定義されています。</p> <p>一 ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者を</p>	<p>(ヤングケアラーの定義について)</p> <p>18歳未満のヤングケアラーは、人間関係をつくる大切な時期に友人と遊べな</p>

いう。

二 ヤングケアラーケアラーのうち、十八歳未満の者をいう。

ケアラーに対する支援は、どの年代にも必要です。「ヤングケアラー」を強調することで、18歳以上になると支援の対象から外されることを危惧しています。定義の中に、年代を問わない「ケアラー」そのものの説明を加えることで、ヤングケアラーが18歳以上になり「ヤング」ではなくなっても継続して支援が必要であることを認識してもらえると考えられます。

■子どもへの支援（教員研修等）

教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の学校関係者、教育分野以外（保育・福祉・心理・看護・医療分野等）の子どもに関わる可能性のある関係者すべてが、ヤングケアラー支援に携わるように規定されることが望ましいと考えられます。

■保護者への支援

ヤングケアラーのケア対象は多様です。「保護者」には、ケアラーの保護者（例：障害児の親、障害児のきょうだいがヤングケアラー）も、ケア対象の保護者（例：保護者自身に障害）もいます。そのため、ヤングケアラー支援において保護者の定義づけは難しいと考えられます。

保護者の中にはヤングケアラー支援に無理解な方、理解して行動できる状況にない方もいるため、保護者支援だけでは、ヤングケアラー支援に繋がらない可能性もあります。保護者だけでなく、家族全体を支援することを明文化してもらいたいと考えられます。

■県ヤングケアラー支援計画の策定

ヤングケアラーの経験がある当事者（元当事者含む）、当事者に関わる関係者（教育・保育・福祉・心理・看護・医療分野等）の声が反映された支援計画が策定されることが望ましいと考えられます。また、ヤングケアラーだけでなく、家族を総合的に支援するための規定が必要です。

埼玉県ケアラー支援条例では、県の責務（4条）、県民の役割（5条）、事業者の役割（6条）、関係機関の役割（7条）、教育関係機関の役割（8条）を定めたうえで、県は、推進計画を策

い、勉強をしなければいけない時期に学べないなど、子どもの将来に大きく影響する重大な問題であることから、今回、支援等に関する規定を追加したものです。

子ども総合条例では、18歳以上おおむね35歳未満の「若者」への支援も規定しており、こうした点も踏まえながら、ご提案の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。

（子どもへの支援（教員研修等）について）

改正後の条例では、ヤングケアラーへの支援体制の「関係機関等」として、「教育、福祉、保健、医療、労働、その他の分野において子どもに関する施策に関係する機関又は民間団体」と規定しております。

（保護者への支援について）

改正後の条例では、ヤングケアラー支援は家族全体への支援が重要であると考えており、ヤングケアラーの良好な家庭環境の実現のため、支援を行う旨を規定しております。

（県ヤングケアラー支援計画の策定について）

<p>定し（9条）、広報・啓発、人材育成及び民間支援団体等による支援の推進に関する施策を講じ（10条～12条）、体制の整備及び財政上の措置に努める（13条及び14条）ことが網羅的に規定されています。石川県でも、同様に網羅的に規定されることを望みます。</p> <p>■その他、言及希望内容</p> <p>家族関係が良好ではない、あるいは、虐待経験等によりケア役割を引き受けることが適切ではないヤングケアラー・ケアラーの存在にも配慮を求めます。</p> <p>参考:「きょうだいインタビュー 白井俊行さん 家族を嫌いになってもいい」 （記事公開日：2023年02月06日） https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/749/</p> <p>私は〇〇〇らと、2018年から「〇〇〇 障害者のきょうだい（兄弟姉妹）のためのサイト」を運営してきました。〇〇〇には匿名のSNS機能もありますが、その会員から、自分自身がつらい経験をしているのにケア役割を引き受けざるを得ないことへの葛藤などが吐露されています。つらい経験の中には、自身の進学・就職・結婚の制限だけでなく、障害のある兄弟姉妹からの性的虐待なども含まれます。</p> <p>「ケアラー」という用語からも、自分の生活とケアの両立という視点で支援の切り口を検討する傾向があるように感じられます。実態に則った支援のあり方を望みます。</p>	<p>支援計画の策定にあたっては、子ども総合条例で規定されている子ども政策審議会や公聴会などにおいて、当事者や支援者等の意見を反映できるよう取り組むこととしております。</p> <p>改正後の条例では、ヤングケアラー支援について、支援の基本的な考え方、支援体制の整備、広報啓発、ヤングケアラー本人への支援、保護者への支援、民間団体との協働、推進計画の策定など、網羅的な内容としております。</p> <p>（その他言及希望内容について）</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>9 (ヤングケアラー・子どもの貧困)</p> <p>いつもお仕事お疲れ様です。細かいですが、以下、私の意見です。</p> <p>1. ヤングケアラー（以下、YC）と、子どもの貧困の発見・把握について</p> <p>①密室状態である家庭からの情報収集と発見につなげるための方策（警察や家裁との連携など）</p> <p>②同じく、密室のように閉ざされた児童の心を開いてもらうための努力も必要であり、時間と手間がかかる気がします。</p> <p>③YC から脱却することを望むのか？拒否するのか？意志は尊重されるのか？代理人の必要性は？児童の意思確認（アドボカシー）</p> <p>2. YC のいる世帯への支援のあり方</p>	<p>ヤングケアラーの早期発見や適切な支援を実施していくため、関係機関との連携や資質向上は重要と考えております。</p> <p>そのほか、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	<p>①家事支援、制度周知、寄り添い支援、ピアなど</p> <p>②児童のほかに扶養できる親族はいないのか？調査と親族への促し。（民法第877条第2項）</p> <p>3. YCの成人後の支援</p> <p>①YCが成人になった時点で、例えば、父母等への扶養義務が発生する？</p> <p>②YCが未成年であっても成人となっても、被扶養義務者に、YCであった期間に要した実費経費や労働の対価を請求できるのではないか？</p> <p>最低限、その旨、情報提供はすべきではないか？</p> <p>これらは、YCの自立支援に当然、役立つものであり、当然の権利ではないか？</p>	
10	<p>（ヤングケアラー・子どもの貧困・未就園児）</p> <p>ヤングケアラー・子どもの貧困・未就園児とその養育者や関係者に対する相談体制の整備と構築につきまして</p> <p>近年のコロナ禍そして生活様式の変化によりもたらされる孤立・困難の解消についての観点から申し述べます。</p> <p>現在、児童相談所をはじめとする既存窓口の活用が促されていますが、相談ハードルが高く相談するという動機づけには至っていません。加えて相談窓口の開設時間の多くが日中となっており、学業や仕事、家事育児などに追われる方々がアクセスしづらい時間帯のみでは相談したくても物理的にできないこと、と同時に目の前の困難で八方塞がりの状況に陥っている相談者にとっては相談すること自体とてもエネルギーのいる事で、このことが困難・孤立を更に深める要因となっています。</p> <p>現在、若年層に限らずコミュニケーション手段としてSNSを使用したコミュニケーションが圧倒的な割合を占めており、「音声通話」や「対面」のみならず、若年層の主軸となっている「SNS相談」を積極的に活用した相談体制の整備が行われることを切に望みます。</p> <p>「SNS相談」は、的確にそして確実に支援に繋げるその入り口としての機能を果たします。その際も勿論、個人情報保護の観点から安全と安心を保障されたSNS相談窓口の構築が必要であることは申し上げるまでもございません。</p>	<p>SNS相談の充実やその周知など、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>（ヤングケアラー・その他）</p> <p>《意見1》</p> <p>■ヤングケアラー</p> <p>「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやす</p>	<p>（意見1について）</p> <p>18歳未満のヤングケアラーは、人間関係をつくる</p>

い社会を実現するための条例」「埼玉県ケアラー支援条例」「北海道ケアラー支援条例」のように、全世代のケアラー支援に関する1つの独立した条例を設けて切れ目のない支援体制を構築し、その中でヤングケアラーのおかれた状況と支援ニーズをふまえた章・条項を設けることが望ましいと考えます。

それが直ちにできず、「いしかわ子ども総合条例」の中に若い世代のケアラーの支援を含めるのであれば、18歳以上である若者（「いしかわ子ども総合条例」第2条の定義では「18歳以上おおむね35歳未満の者」）についても本条例による若者ケアラーとして支援対象とし、行政が学校や職場等と連携して支援を行う体制を整備してください。

（理由・説明）

若いケアラーであり社会的支援を必要としているのは18歳未満に限りません。家族のケアを担っているヤングケアラーとして18歳になっても高校の在学中（あるいは在職中など）であるために、あるいは高卒後に進学・就職していても、継続的な支援が必要な若者が多数います（金沢大学の学生の中にもいます）。支援がないために、学校での勉学の継続や卒業・進学・就職・結婚等に支障をきたしている場合もあり、次世代を担う若者を育てる上で（また若者たちに公平や社会的機会を与える上で）大きな課題となっています。18歳で途切れることなく、本条例により継続的な支援がなされる制度を設ける必要があります。大学等ができる限りの支援を行う上でも、条例による後押しが重要です。

（参考記事）

(1) 「【ヤングケアラー】小学生も大学生も深刻だ」

2022.04.09 高知新聞Plus

「厚労省は昨年、中高生の調査結果も発表し、中学生は5・7%（約17人に1人）、高校生は4・1%（約24人に1人）のケアラーがいることが判明している。今回は大学3年生も調べ、やはり6・2%（約16人に1人）のケアラーがいた。」小学生から大学生まで深刻な状況といい。子どもが子どもらしく、若者が若者らしく過ごせる社会でなければならない。社会的課題として、積極支援を急ぎたい。

(2) 「大学は「学生ケアラー」の実態把握と支援体制構築を急ぐべし」

2022/06/23BigIssue

<https://bigissue-online.jp/archives/1080391889.html>

大切な時期に友人と遊べない、勉強をしなればいけない時期に学べないなど、子どもの将来に大きく影響する重大な問題であることから、今回、支援等に関する規定を追加したものです。

子ども総合条例では、18歳以上おおむね35歳未満の「若者」への支援も規定しており、こうした点も踏まえながら、ご提案の内容については、今後の施策の参考とさせていただきます。

（意見2について）

青少年に有害な図書等とする内容（行為）の表記については、性に関する差別と誤解を生じないような表現にするための検討をしております。いただいたご意見については、検討の参考とさせていただきます。

（意見3について）

青少年に有害ながん具等については、知事が個別に指定することとなっておりますが、「シュノーケル」は、有害がん具として指定しておりません。

「シュノーケル」は、条例の解説において、がん具等の定義を説明する中で、一部の形状のものは、使用方法により危険性を伴う場合

「…筆者の研究チームでは、「学生ケアラーの大学生活」に関する世界各地の調査を考察した*2。すると、学生ケアラーが直面するさまざまな課題に加え、大学が提供する支援が十分でない現状があらためて浮き彫りとなった。…」

《意見2》

■その他

本改正に合わせ、「いしかわ子ども総合条例施行規則」第三条第二項ハを速やかに削除し、石川県は性に関する差別的扱いを行わないとする方針を明示すべきです。

(理由・説明)

<1>法規及び政府方針からの理由

(1-1)政府の現行の諸法令(憲法・法律・政令・府省令・規則)において、異性間の行為であれば認容されるのに、「同性間の行為」であれば処罰の対象となる行為はありません。そもそも政府のe-gov法令検索<https://elaws.e-gov.go.jp/>を調べても、「同性」という言葉は1度も使われていません。

(1-2)昨年6月15日に国会で可決成立し、今年4月1日に公布される「こども基本法」では、すべての子どもが基本的人権を保障される一環として、4つの一般原則を掲げ、その一つに「差別的禁止」が明記されています。

(1-3)この条項は、石川県が同性愛者に対して差別的に扱い貶めていることになり、大きな人権問題です。政府や石川県・県内市町が「性的指向に関する差別」をなくす人権啓発をしていることと矛盾しています。同性愛の子どもやその家族等の尊厳を傷つける有害な条項であり、この条例の目的にも反しています。

<2>科学・医学的理由

(2-1)1990年に世界保健機構(WHO)は、国際疾病分類ICD-10から同性愛を削除しています。これをふまえ、1995年に日本精神医学会は、「同性愛は精神病理でない」という見解を公表しています。

(2-2)また、WHOの動きをふまえ、1993年、文部省(当時)は「生徒の問題行動に関する基礎資料—中学校・高等学校編—」の記述が不適切であったことを認め、同性愛の部分を削除しました(以前の1979年版では、「同性愛」を「倒錯型性非行」で「健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反」とすると解説)。

<3>論理的な観点からの理由

もあるため、例示で表記しているものです。「シュノーケル」自体が青少年に有害であるという意味ではありません。

いただいたご意見については、今後の解説作成の際の参考にさせていただきます。

(意見4について)

「こども基本法」に規定されている基本理念については、本条例において包含されているものと考えております。

ご意見いただいた基本理念の明示等につきましては、今後策定される「こども大綱」などの国の動向も注視しつつ研究していきたいと考えております。

(3-1) 現行のハは、論理的にイ（あるいはイロニ）に含まれていません。現行通りこのハを独立した項目建てするのが正しいとすれば、それはこの規則の中で「それをハとし、イ（あるいはイロニ）に含めてはならないもの」がある場合だと考えられますが、それはたとえば異性間の口づけ（行為）の描写と同性間の口づけ（行為）の描写、添い寝姿勢での異性間の手つなぎ（行為）の描写と同性間の手つなぎ（行為）の描写について、有害図書の規制で別な取り扱いをするということでしょうか。

(3-2) この項で、有害図書にあたりと判断する内容の行為は異性間であれ同性間であれ同様に定めるべきであり、同性間・異性間を問わない規定のイロニがあるので、重ねて「同性間の行為」を規程で掲げる必要はないはずです。むしろ石川県がそう掲げることで、石川県の行為の意味が問われることとなります。それは「区別」の問題にとどまらず、「不当な区別を肯定する」「貶める」「貶めてよいものだという考えの後ろ盾になる」「差別する」等の行為の意味の問題をも生じかねません。

(9) この規則で、「同性」という言葉がでてくるのは、同じ第三条の他に次の1ヶ所しかありません（条例には「同性」の語は使われていません）。

第三条の「一全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

（略）

ハ異性間又は同性間の愛ぶの姿態」

このハについては、「異性間又は同性間」となっており、片方だけを問題視している条項ではありません。したがって、そのままとするか、あるいは単に「愛ぶの姿態」とすればよいだけです。したがって、第三条第二項ハの見直しは、他の箇所には波及せず、独立して可能です。

＜4＞石川県の行政責任・国際的責任

(4-1) 上記＜1＞法規及び政府方針からの理由、＜2＞科学・医学的理由、＜3＞論理的な観点からの理由、いずれからも、削除することが適切です。であるのにあえて削除せず不作為を続けるということは、石川県が科学とも政府とも国際的な人権動向とも異なる独自の主張・行為を鮮明するというメッセージ（意味）にもなりかねません。

(4-2) 行為は、行為者の意図でのみ正当化されたり評価されたりするものではありません。いくらこの条項について「同性愛者等に対する差別や偏見を奨励しているものではありません。」と

言っても、いままで（今も）石川県はそうとはまったく説明・情報発信していません。また、条項からそれを読み取ることはできず、結果的に差別の助長につながる内容であることには否定できません。「現行の表現方法はその内容について一部誤解を生じる可能性もある」というのは、問題を矮小化しているのであり、「同性間の行為」が（異性間と異なり）問題性・異常性があると示す条項を正当化することは、21世紀において、人権の観点から許されるものではありません。少子化対策監室のご担当者が、あるいは知事が、LGBTQ+を含む子どもや若者たち・その保護者たちの目の前で、堂々とこの規定が正当なものであるとご説明できるでしょうか。

(4-3)2022年8月に「いしかわ子ども総合条例」の改正についてのパブリックコメントがあった際に、この問題を指摘し同時改正の必要性を県に伝えたにもかかわらず、費用はかからないのに、半年たっても規則改正がいまだになされていません。今年2月2日付で、少子化対策監室よりいただいたメール（下に添付）によれば、いまだに法律の専門家への相談も行っておらず、「引き続き検討してまいります。」として改正の目途も示されていません。優秀な職員の方々がそろっているはずなのに、いまだに行政の不作為でこうした状況であることに対し、深い憂慮と失望を覚えます。

(4-4)2023年5月に日本が議長国としてG7サミットが開催され、金沢市と富山市ではG7教育大臣会合が開催されます。G7サミットに向けて、すでに岸田首相は、2022エルマウ・サミットの首脳コミュニケで次のことを国際的に確約しています。

「ジェンダー平等

ジェンダー平等の達成は、我々が強じんて包摂的な民主的社会に向け努力し、また、世界中での権威主義の高まり並びに女性及び女児の権利に対する反発に対抗するために、不可欠である。我々は、女性と男性、トランスジェンダー及びノンバイナリーの人々の間の平等を実現することに持続的に焦点を当て、性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、誰もが同じ機会を得て、差別や暴力から保護されることを確保することへの我々の完全なコミットメントを再確認する。」

こうしたなかで、開催地である石川県が条例施行規則でいまだに性的指向に関して差別的な条項を残していれば、webで広く公開されていることでもあり、当然関係各国政府や国内外のマスコミも広く知るところとなるでしょう。国内外から石川県

はG7の取組みに反しており開催地にふさわしくないと強い批判を浴びたり、日本への信頼や美しく魅力的な観光地としての石川県のイメージを失墜させることにもなりかねません。この点からも本条例改正に遅れることなく、2022年度内に早急な改正が強く望まれます。

「いしかわ子ども総合条例施行規則」

(有害図書等とする図書等)

第三条条例第四十二条第二項第一号の規則で定めるものは、次のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。二性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

イ性交、肛門性交、口腔性交又はこれらを連想させる行為
ロ強性交等その他のりょう辱行為

ハ同性間の行為<-----★

ニし虐的等の変態性欲に基づく行為

(少子化対策監室とのメール 省略)

《意見3》

■その他

いしかわ子ども総合条例「条例の解説(令和4年9月改定)」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/plan-jyourei/documents/joreinokaisetu.pdf>

における第38条第4号の解説において、「シュノーケル」は誤りと思われます。ご確認の上、今回の改正を反映した新版の解説において、削除してください。

(理由・説明)

「第3節青少年の健全な育成を阻害する行為の規制」

(定義)

第38条この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。」

「(4)がん具等がん具、刃物その他これらに類するもの(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条第2項に規定する刀剣類を除く。)をいう。」の解説として

「第4号は、がん具等の定義を定め、その範囲を明確にしたものである。

(1)「がん具」とは、がん具用の銃、弓矢、吹矢、かんしゃく玉等をいう。

(2)「刃物」とは、銃砲刀剣類所持等取締法により所持を禁止された刀剣類以外の刃物をいう。

(3)「その他これらに類するもの」とは、水中銃、ぬんちやく、シュノーケル、投げ槍、いわゆる「大人のおもちゃ」等をいう。」となっています。

しかしシュノーケルは、水に潜ってシュノーケリングやダイビングなどマリンスポーツを楽しむための道具であり、スポーツショップや海辺の商店で日常的に販売されています（職業ダイバーにとっての道具でもあります）。シュノーケルは、むしろ子どもや青少年の健全育成に寄与するものです。この条項を作成した担当部署が、よく理解しないまま「水中銃」と類似した品物だと誤解して併記したのかもしれませんが。

（なお、石川県が「シュノーケルは青少年の健全育成に有害であり本条例で規制しなければならない」とするならば、ご担当である少子化対策監室より、書面にて理由をご説明いただくようお願いいたします。）

《意見4》

「こども基本法」の成立や本改正を踏まえ、「いしかわ子ども総合条例」第一章第二節基本理念等に、すべての子どもが基本的人権を保障される一環として、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4つの一般原則をすべて盛り込み、生存の権利、虐待や差別的な扱いをうけないこと、社会参画の機会が確保されること、等を明示すべきです。

（理由・説明）

・「こども基本法」が昨年6月15日に国会で可決成立し、今年4月1日に公布されます。

・この法律は、日本も1994年に批准している「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を踏まえたものです。

・子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められました。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じ一人の人間としての人権を認める、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・しかし、残念ながら、現在の「いしかわ子ども総合条例」では、子どもの権利条約や、こども基本法の基本理念に関して、十分に反映されていない点があいくつもあります。 ・児童虐待や子どもの貧困、いじめの隠蔽、性的搾取など、子どもをとりまく現実の諸問題に連携して適切に対応するためには、行政の関係部署や学校・関係機関・保護者等が、子どもと関わる際の共通の土俵として、基本理念を共有することが重要です。 ・「いしかわ子ども総合条例」第33条の2等の改正や運用、これに関連する施策も、これらの基本的考え方に沿ったものであるべきです。 ・県内でも、白山市は「白山市子どもの権利に関する条例」を、内灘町は、内灘町子どもの権利条例」をすでに定め、総合的な子ども施策の柱としています。 ・この点については、大きな改正であることから、県内外の子どもの権利に関する有識者や広く県民の意見をふまえ、2, 3年程度をかけて検討すべきです。 	
12	<p>(ヤングケアラー・子どもの貧困)</p> <p>ヤングケアラーと子どもの貧困については、親の収入を高めることが最も重要。お金があれば、必要なサービスをお金を払って利用することができ、子どもにしわよせがいかない。</p> <p>ヤングケアラーをやむをえずしている子どもの相談支援や公的サービスとの取り次ぎだけでは不十分で、その上で必要なサービスを必要なだけ使える財政支援もその親にしなければならない。</p> <p>というかそもそも、今ヤングケアラーである子どもの親の多くは「もっとお金があれば自分の子供にこんなつらい思いをさせなくてすむのに」と思っているのではないか。支援が必要な家庭には、惜しみない現金給付を行い、そして、社会全体で賃金が上がるような施策もお願いしたい。</p> <p>子どもの貧困はつまるところ親の貧困であるということを石川県として明言してほしいと思う。</p>	<p>子どもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることを踏まえた対応が必要であると考えております。いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>(子どもの貧困)</p> <p>私は、こども食堂の運営・子ども見守り支援事業・生活困窮者への食の支援活動などを通じて「辛い所に手が届く支援」「出かける支援」「寄り添う支援」を性善説の立場で当事者に向き合うことが大事だと思っています。</p> <p>「こどもの貧困」対策には、保護者の経済的・精神的支援そ</p>	<p>子どもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることを踏まえた対応が必要であると考えております。改正後の条例では、子ど</p>

	<p>して時間の余裕が必要です。 そこで以下のことを求めます。</p> <p>①こども食堂の情報発信・開催場所（学校など）のマッチング支援</p> <p>②県内こども食堂のハブ的役割の団体への助成</p> <p>③県内3か所（能登・金沢・加賀）に食材受入・備蓄・分配を調整する人材および場所への支援</p> <p>④石川県は、「働く貧困層」を撲滅</p> <p>⑤小・中・高校の制服購入の負担をなくす</p> <p>⑥こども食堂と企業が連携して食品ロス問題に取り組む</p> <p>⑦シングルマザーのためのシェアハウスの建設・運営支援（しっかり働きたくても子のお迎えなので、短い就労しかできないために昇進の機会を奪われてきている女性たち。ワーキングプアから脱却するためにも、安定した就労が必要。ママたちが安心して仕事ができるのがシェアハウスが今求められています）</p> <p>⑧長期休暇の子どもの居場所づくりの支援（小学校4年生ぐらいまでは、親が仕事を休んで子どもの面倒を見る必要がある。そのことが短時間労働者につながりワーキングプアの原因になっている。）</p> <p>⑨子どもだけの参加でも体験できる機会の推進（ワーキングプアの保護者は、土日にも休むことなく働かなければならない。親子参加型の体験は、参加しずらく、子どもが様々な体験をする機会に恵まれない）</p> <p>⑩コミュニティフリッジ（公共の冷蔵庫）の設置支援及び推進</p> <p>⑪プレイパークの推進</p> <p>⑫子ども医療費無償化</p>	<p>もの貧困対策に関する活動を行う民間団体との協働について規定しております。</p> <p>そのほか、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>（子どもの貧困） 意見書 （（団体名）〇〇〇代表理事〇〇〇）</p> <p>貴対策監室におかれましては「いしかわ子ども条例」の改正に際し、子どもの貧困を課題として取り上げられておられることに敬意を表すものです。</p> <p>1. 当法人も、充実した子どもの貧困対策を心より希望するものであります。</p> <p>ただ「子どもの貧困」が孤立してあるわけではないと思われ ます。「子どもの貧困」はすなわち「家庭の貧困」であると思 います。家庭の中で、他の家族とは個別で「子どもの貧困」が問 題となる事例は極めて例外的な事例であると思われ ます。</p>	<p>食材提供など、子どもの貧困対策に取り組む民間団体への支援については、改正後の条例では、子どもの貧困対策に関する活動を行う民間団体との協働について規定しております。</p> <p>そのほか、いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

「子どもの貧困」の解決は究極的には、家庭の貧困の解決であると思われます。

ただそうは言いながらも「子どもの貧困問題」解決は子どもの未来の希望を奪う極めて喫緊の課題であります。

食事・居住・衣服の確保、就学の確保等、子どもの成長期に必要な環境を十全に確保する必要があると思われます。

2. そのためには、「子どもの貧困」の実情把握が絶対的に必要です。2017年、国の主導のもと「子どもの貧困」の実態調査が行われはじめていますが、当県でこれが行われたでしょうか。大阪府では大規模にこの調査を実施しています。実情把握の為に、「見えない貧困」を「見える可」し、「しっかりと見つめて」子どもの貧困解消への課題を見出すことが必要かと思われます。(高校生ワーキングプア「見えない貧困の事実」NHKスペシャル取材班 新潮文庫 参照)

3. さらに、家庭の貧困解消が必要なことは前述したとおりですが、生活保護捕捉率は厚生労働省調べでも、3割程度とされており。又、当県の生活保護受給率は0.63%で全国下位順で5位とされており。(出典 厚生労働省 被保護者調査 平成30年7月31日現在)

当県の生活水準が他県に比して高く要生活保護世帯が少ないのであればよいのですが、そのようなことは考えられません。

これは、当県の各市町において、積極的に生活保護利用促進広報活動を行われていないからであると思われます。

当法人は、令和4年2月10日に別紙の通りの要望書を貴県及び全市町に提出させていただきましたが、格別これに応じていただいた事績は見当たりません。

生活保護受給は国民の基本的な人権であることを広く周知され、一世帯でも多くの必要世帯が生活保護を当然のこととして受ける社会環境づくりを行われるよう強く期待します。

4. 当法人の一部門であります、〇〇〇では多くの方々からの善意を頂き月1回の格安弁当の提供や食材提供、随時の「もってけ市」等で、食材提供の活動を行っております。

当然、当法人の提供させて頂いている程度の量では、必要とされる家庭に行き届くわけではありません。

こうした活動は民間団体が行うことが適切であると思ひ、当法人はこうした活動をより充実を図りながら継続させていく所存ではありますが、こうした活動を行う民間団体が県内各地でくまなく存在するための県としてご支援をお願いいたします。

	以上	
15	<p>(未就園児)</p> <p>いつも子どもたちのためにご尽力くださりありがとうございます。</p> <p>様々な課題に取り組まれている皆様に本当に感謝いたします。</p> <p>私は2012年に関東から移住し、穴水町で約1年、珠洲市で約10年生活しています。子どもが生まれたのが2011年で、関東の子育て支援サポートを1年間経験してから能登に入ったこともありその中で子育て支援のスタッフの専門性の高さをとても感じるようになったので意見させていただきました。</p> <p>能登での最初の子育ての数年間「辛い」と感じる日々が続くことがありました。行政のご用意いただいた子育て支援を利用することでスタッフさんの対応に傷つくことがありました。それは関東圏でのサービスではあまり感じる事のなかった感覚でした。このことについては自分自身の心のあり方の課題でもあったのだと思いますが、そこに深い理解を示してくださる専門性の高いスタッフが当時あまり多くなかったこともあるのかなと今となっては思います。</p> <p>そういうことを感じた一例として最近見かけた珠洲市の産後ヘルパー派遣事業をあげさせてください。 https://www.city.suzu.lg.jp/uploaded/attachment/2885.pdf 私が乳幼児の子どもを育てていたときにはこのような事業はなかったと思います。このような事業が整えられ、本当に素晴らしいことだと思います。助かる方もおられると思います。</p> <p>一方でこれを読んで「私はサポートを受けたいけれども受けられない(でも本当は誰かに助けてほしい)」という親御さんがいらっしゃると思います。そこに気づける方、そして困難を抱える未就学児の親子に本当に必要なサポートのあり方を考えられる専門的な方がスタッフにいらっしゃるとういのではないかと…と思っております。なんらかご参考になれば幸いです。</p> <p>今後とも専門性の高い子育て支援のあり方について議論を進めていただけたらと願っております。お読みいただきありがとうございます。</p>	<p>子育てに関する相談内容やニーズに応じて適切な支援につなげるための体制整備は重要とでであると考えております。いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>(ヤングケアラー・子どもの貧困・未就園児)</p> <p>余計な政策を増やさないで、景気を良くすること。県民の可処分所得を増やす事で、上記3項は改善します。</p> <p>病気になってからでは手遅れで、病気にならない体づくりが</p>	<p>ご意見承りました。</p>

<p>重要なのも同じで、対処策ではなく、根治策が重要なのです。</p> <p>あなた達が税を無駄に使う事自体が間違いです。そもそも上記 3 項目やそれ以外でも、【諸問題は行政が解決することは不可能】です。しかしながら、行政は担当局の職員の雇用を維持させる為（仕事をしているフリをする為）、県議は、（知事と連携すらして）関連する質問をして政策を具体化し支持者にアピールする為に、税金に集る NPO や支援団体と組み、無駄な政策を始めるのです。（現実にはやってますよね。）</p> <p>各政策の無駄を評価する行政評価（自己評価）は、具体的数値が明記されない（曖昧な ABC 評価）代物且つ、役人自らが行うので、問題は表面化しないです。もちろん、この現実を書いても無意味ですが…。</p> <p>そもそもパブリックコメント自体が形骸化していますよね。議員は各委員会や議会で質問する機会がありますが、その質問を検討する組織が各政党内に存在せず、担当課の役人や議会運営事務局の担当者に従うのみです。もしくは、担当課の役人や議会事務局の担当者に質問原稿を書かせる、という有様です。県民不在な県政に、大変な不満と怒りを感じております。</p> <p>以上です。</p>	
--	--